京都府宇治市
炭山久田
一一番二
二七番
三三番
三二番
二九番
九番
三七番
三八番
菟道東垣内
三八番地先道路敷
二二番
三七番
三五番
三一番
二六番
二八番
三三番
三四番
四二番
四一番
三九番一
三九番二
菟道新池
三番一三
三番五
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大呂川支渓
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
京都府福知山市字喜多
小字ハナノキ　七〇番
小字ノタ子　三〇一番
八〇九六番一
三〇〇番二
地先道路敷
八一一三番
八〇九六番二
九三番
三〇四番
一号
二号
三号から五号まで及び三十一号
六号
七号
八号
三十二号
三十三号及び三十四号
三十五号
九号及び十号
十五号及び二十六号
十六号及び十七号
十八号
十九号及び二十号
二十一号から二十三号まで
二十四号
二十五号
二十七号
二十八号
二十九号
三十号
十一号及び十二号
十三号及び十四号
一号及び二十号
二号及び四号
三号、十一号及び十二号
五号
九号
十号
十九号
二十一号

小字ダイラ　一〇六七番　六号
一一八番　七号
一二一七番　八号
小字ソミヤ　八一一二番　十三号及び十四号
小字カギカケ　七七番　十五号及び十六号
七一番　十七号及び十八号

○国土交通省告示第九百三十四号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十九年十月十九日
国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
狐塚
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
鳥取県日野郡日南町丸山
字家ノ奥　二七二番
二七三番一から二七三番一七まで
二七五番一から二七五番五まで
二七六番二
二八六番から二八八番まで
字狐塚
字狐塚尻
二八九番二
二九〇番から二九二番まで
二九四番及び二九五番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県日野郡日南町丸山
字狐塚尻　二九六番　一号
字賀羅舞谷　二六九番　二号、五号及び六号
字矢口ノ上エ　二九八番二　三号
三〇三番　四号
地先道路敷
二七五番五　七号
字家ノ奥　二八六番　八号
字狐塚　二八八番　九号

○国土交通省告示第九百三十五号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十九年十月十九日
国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上田川
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川、道路及び堤のうち、その接している区間の河川敷、道路敷及び堤敷
鳥取県八頭郡智頭町大字芦津
字谷川
三七四番一から三七四番四まで
三七五番から三七八番まで
三七九番一
三八〇番
三八三番二
三八四番
九〇五番
九〇五番二及び九〇五番三
九〇八番及び九〇九番
九一一番
九一四番から九一七番まで
九一九番
九二二番
九二二番一
九二三番
九二五番一及び九二五番二
九二七番一
九二八番
九二八番一
九二九番から九三三番まで
九三五番
九三八番及び九三九番
字谷川上へ
九〇五番二及び九〇五番三
九〇八番及び九〇九番
九一一番
九一四番から九一七番まで
九一九番
九二二番
九二二番一
九二三番
九二五番一及び九二五番二
九二七番一
九二八番
九二八番一
九二九番から九三三番まで
九三五番
九三八番及び九三九番

○近畿地方整備局告示第百九十一号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十月十九日
近畿地方整備局長　池田　豊人
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十四号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 変更後 | 別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 奈良県磯城郡田原本町大字唐古八〇番二から同町大字唐古九八番四まで | 一一・二〇～一二・三六メートル | 一一・八二～六〇・三九メートル | 前 | 一一・二〇～一二・三六メートル | 〇・一三一キロメートル |
| | | | 後 | 一一・八二～六〇・三九メートル | 〇・一三一キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県八頭郡智頭町大字芦津
字谷川　三七二番一　一号
字谷川上へ　九三八番　二号
九〇五番　三号
九〇四番　四号

○国土交通省告示第九百三十六号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。
平成二十九年十月十九日
国土交通大臣　石井　啓一
一　イ　昭和四十五年建設省告示第千七百二十二号で指定した金比羅川に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地の区域
鳥取県八頭郡八頭町水口
字向山　四〇四番一及び四〇四番二
四〇四番五
四〇七番一
四〇七番三
字搆口
八五番五
八五番五地先道路敷
ロ　昭和四十五年建設省告示第千七百二十二号で指定した金比羅川に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十五年建設省告示第千七百二十二号で指定した金比羅川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県八頭郡八頭町塩上
字小松山　六一一番　一号、三号及び四号
六一一番地先水路敷　二号